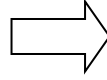


雇用保険新規加入のご案内

1. 労働保険関係成立届・労働保険料申告書

①一元適用事業所 ※下記の二元適用事業所以外の事業所

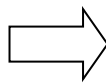
労働保険関係成立届
労働保険料申告書



労働基準監督署で先に手続きをおこない
ハローワークへはそれぞれの控えを
ご持参ください

②二元適用事業所（建設業、農林水産業、県・市町村及び準ずる事業）

労働保険関係成立届
労働保険料申告書



雇用保険についてはハローワークで
労災保険については労働基準監督署で
それぞれ手続きをおこないます

2. 雇用保険適用事業所設置届

	法人の場合	個人の場合
所在地確認ができるもの (コピー可)	登記簿謄本（内容が最新のもの） 「履歴事項全部証明」	運転免許証または 住民票の写し <small>(個人番号の記載がないもの)</small>
	※事業所の所在地が登記上の所在地や事業主の住所と異なる場合は、併せて確認資料(賃貸借契約書・公共料金請求書等)が必要です	
事業活動の状況が 確認できるもの ※該当するものを ①から優先に 2点以上の書類（コピー可）	①許認可事業等は、「営業許可証」等の書類（該当業種は必須） ②事業内容に関する取引先等との契約書 （工事請負契約書、代理店契約書等） ③取引先からの請求書、領収書、見積書、注文書、等 ④税務関係書類 （個人事業の開業等届出書、税務申告関係書類等）	

3. 雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険被保険者証・離職票等で被保険者番号を確認し、記入してください
※被保険者番号が不明の方は職歴を詳しく確認してください

添付書類

- ①労働者名簿
- ②出勤簿またはタイムカード…臨時・試用・見習・研修期間も含む
- ③賃金台帳（賃金支払いの実績がある場合のみ）
- ④雇入通知書・雇用契約書等
（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合）

【問い合わせ先】久留米公共職業安定所 雇用保険適用課

Tel：0942-90-0014

【R3.2】